公　告

諸　事　項

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　コンコード　インターナショナル　インベストメンツ　グループ　エル・ピー

２．住所　東京都港区虎ノ門１－１－16

３．代表者の氏名　日本における代表者　稲葉　圭亮

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第728号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成30年２月16日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成29年８月16日

関東財務局長　浅野　僚也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ジー・インベストメント・コンサルティング株式会社

２．住所　東京都港区虎ノ門１－16－４

３．代表者の氏名　代表取締役　白石　　明

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1971号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成30年２月16日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成29年８月16日

関東財務局長　浅野　僚也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社ヴァレックス・パートナーズ

２．住所　東京都中央区日本橋茅場町１－６－17

３．代表者の氏名　代表取締役　安　　治郎

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第571号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成30年２月16日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成29年８月16日

関東財務局長　浅野　僚也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　インダス・キャピタル・アドバイザーズ・インク

２．住所　東京都千代田区霞が関１－４－２大同生命霞が関ビル

３．代表者の氏名　日本における代表者　ハワード・マーティン・スミス

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第560号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成30年２月16日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成29年８月16日

関東財務局長　浅野　僚也

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年８月16日

近畿地方整備局長　池田　豊人

１　処分をした年月日　平成29年４月７日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社クボタ　木股　昌俊　大阪府大阪市浪速区敷津東１－２－47　国土交通大臣許可（特－24）第2275号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成29年４月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年８月16日

近畿地方整備局長　池田　豊人

１　処分をした年月日　平成29年５月25日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　サンヨーホームズ株式会社　田中　康典　大阪府大阪市西区西本町１－４－１　国土交通大臣許可（般特－28）第19226号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成29年５月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年８月16日

近畿地方整備局長　池田　豊人

１　処分をした年月日　平成29年６月２日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社髙島屋サービス　峯山　　敦　大阪府大阪市浪速区湊町１－４－38　国土交通大臣許可（般特－26）第20853号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、塗装工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成29年６月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年８月16日

近畿地方整備局長　池田　豊人

１　処分をした年月日　平成29年６月７日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ハクスイ　山本　耕二　大阪府堺市南区和田東997－２　国土交通大臣許可（般－24）第22200号